

危機管理マニュアル3

渡航者が行うべき危機管理

[渡航する者が行うこと]

1. 渡航前に行う事項

海外渡航が決まった学生・教職員は、インターネット等を使い、現地の正確な最新情報の把握に努めるとともに、オリエンテーション等を通じ、「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、危機を未然に回避できるよう、特に以下の点について留意しなければならない。また、危機管理セミナーや説明会等に積極的に参加し、渡航中はもちろん、渡航前から高い危機管理意識を持つようにしなければならない。

1-1 海外留学・外国出張等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項

- ・ 予期せぬ時、場所で危機が発生し、巻き込まれる可能性があることを十分認識すること。
- ・ 危機発生時のシミュレーションを行うこと。
- ・ 健康状態の確認（健康支援センターなどとの相談や、医療機関での健康診断を受診する）。
- ・ 渡航先の感染症情報の把握（例：厚生労働省検疫所のホームページ）と、必要な予防接種を受けること。
- ・ 渡航先の在外公館の連絡先を確認すること。
- ・ 「たびレジ」の登録または「在留届」を確認しておくこと。
- ・ 渡航先の危険情報が把握できるよう、保護者にも「たびレジ」の登録を推奨すること。

1-2 大学での渡航前の手続や行うべき事項

- ・ 学生は、必ず「海外渡航届（様式1）」を国際課へ提出すること。
- ・ 危機管理に関する説明会やオリエンテーション等へ参加すること。

1-3 保険等への加入と確認すべき事項

- ・ 海外留学・外国出張時の危機に備える保険（例：海外旅行傷害保険）及び危機管理サポート会社のサービスに加入すること。
- ・ 加入した保険の内容について、本学の担当部署に連絡すること。
- ・ 航空券を手配した旅行会社や、航空会社の危機発生時の補償等を確認すること。また、学生は、保護者にも補償内容を確認してもらうこと。

1-4 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集等

- ・ TVやインターネット等の情報を確認し、常に国際情勢の変化や動向について把握すること。
- ・ 現地安全情報（例：外務省・在外公館のホームページ）を把握すること。
- ・ 現地の感染症情報の把握（例：厚生労働省検疫所のホームページ）と、必要な予防接種を受けること。

- ・ 渡航先の政治・社会・文化や、日本との関係や対日イメージなどを理解しておくこと。

(参考) 海外渡航時に安全情報が収集できる主なウェブページ

- ・ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・ 外務省「海外安全ホームページ」 (<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)
- ・ 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
- ・ 在外公館医務官情報「世界の医療事情」 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>)
- ・ 「FORTH (For Traveller's Health) 海外渡航者のための感染症情報」 (<http://www.forth.go.jp/>)
- ・ 厚生労働省検疫所ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html>)
- ・ 労働者健康安全機構 (<https://www.johas.go.jp/>)
- ・ 国際協力機構 (JICA) (<http://www.jica.go.jp/>)
- ・ 国立感染症研究所「感染症情報センター (IDSC)」 (<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)

1-5 留学・研修先大学等の危機管理体制などについての情報収集

- ・ 危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーションなどの実施状況を把握すること。
- ・ 海外留学・研修先等で加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握すること。

2. 渡航後に行う事項

2-1 「在留届」提出と危険情報の把握

- ・ 3か月以上外国に滞在する日本人は、旅券法により、災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるよう「在留届」の提出が義務づけられている。また、治安情勢が不安定な国や地域へ渡航する場合は、滞在期間が3ヵ月未満であっても、「在留届」を提出することが望ましい。
- ・ 在外公館のホームページ等で、常に最新の危険情報について把握しておくこと。

2-2 留学・研修先等での危機管理体制把握と大学への連絡

- ・ 渡航先機関の緊急時の対応体制や連絡システムを把握し、本学の担当部署へ報告すること。
- ・ 加入した保険の内容について、本学の担当部署に連絡すること。
- ・ 渡航中の休暇等を利用した旅行を計画した際は、必ず外務省の「海外安全ホームページ」の「危険情報」を確認し、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出されている国・地域には、決して近寄らないこと。また、留学・研修を認められた大学や地域から離れる際は、必ず本学担当者に届け出ること。

2-3 自己の危機管理

- ・ 外出時には、自身の基礎情報と緊急連絡先（氏名及び血液型、留学・研修先等の電話番号や住所等）を記したメモを、必ず携行すること。

- ・ 緊急時における家族への連絡方法について、事前に確認しておくこと。
- ・ 緊急時における本学の担当部署への緊急連絡方法（別表1参照）についても、確認・準備しておくこと。
- ・ 留学・出張先等の関係者に緊急連絡できる体制を確保しておき、本学の担当部署に連絡すること。
- ・ 留学・出張先等の関係者に、本学担当部署の緊急連絡先を知らせておくこと。
- ・ 本学の海外留学時等の危機管理体制（別表1）を確認し、近隣で重大な事件・事故が発生した際には、本学関係者が迅速に安否確認等の連絡を行えるように務めること。
- ・ 海外渡航中は、自動車等の運転はしないこと（事故や現地の法令違反時の手続き等の難しさや、賠償責任の問題等が想定されるため）。
- ・ リスクを下げる、という意識を常に持つこと。

3. 危機に遭遇するリスクを下げる事項

- ・ 危ない国・地域・時間帯を避ける。
- ・ 目立つ服装を避ける。走りやすい靴を選ぶ。
- ・ 十分な安全対策が取られているホテル、部屋を選ぶ。
- ・ レストランを選ぶ、席を選ぶ。ガラスを多用している場所を避ける。
- ・ 非常口や退避ルートを確認する。
- ・ テロの標的になりやすい場所（宗教施設、軍・警察施設、外国関連施設等）に近づかない
- ・ 不特定多数の人が集まる場所（観光施設、ショッピングモール、ホテルのロビー、空港カウンター等）での滞在時間を、できるだけ短くする。
- ・ 不穏な動き（不審者・不審物）を察知したら、直ちにその場を離れる。
- ・ 見知らぬ人を安易に信頼しない。
- ・ 多額の現金、高級腕時計、装飾品等を持ち歩かない。
- ・ スマホを外で使わない。
- ・ バスや列車内で居眠りをしない。

4. 危機に遭遇した場合の対応

- ・ 犯罪に巻き込まれた際は、「命があればいい」という意志を持ち、抵抗しないこと。
- ・ 留学・研修先等の緊急連絡先へ連絡、相談し、その指示に従って行動すること。
- ・ 海外留学時等の危機管理体制（別表1）に基づき、本学の担当部署へ連絡・相談すること。
なお、自ら連絡できない場合は、渡航先の在外公館や大学等の関係者に、本学の担当部署への連絡を依頼すること。
- ・ 在外公館へ連絡するとともに、その指示に従って行動すること。
- ・ 自身の家族へ連絡すること。
- ・ 保険会社及び危機管理サポート会社にも連絡し、補償手続きについて確認すること。